

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に基づく木材の合法性の確認について

1) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド法」）の概要

クリーンウッド法は我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材・その製品の流通及び利用を促進することを目的として2017年5月20日に施行されました。

同法では、対象となる木材等や木材関連事業者の範囲、登録制度等を定めるとともに、木材関連事業者や国が取り組むべき措置について定めています。

クリーンウッド法の詳細はこちら <https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/summary.html>

2) クリーンウッド法に基づき木材の合法性を確認する方法

本事業ではクリーンウッド法に基づき合法性が確認された木材（合法伐採木材）を使用しただけことを必須としています。クリーンウッド法においては、木材について、自ら輸入もしくは、樹木の所有者から購入する場合には、第1種木材関連事業者に位置付けられます。この場合は、木材の種類（品目）、原材料となっている樹木の樹種、原材料となっている樹木が伐採された国又は地域、数量、樹木の所有者等の情報、法令に適合して伐採されたことを証明する書類、その他の補足情報を収集し、合法性の確認を行う必要があります。木材市場や工場、商社等から木材を購入する場合は、第2種木材関連事業者に位置付けられます。この場合は、当該木材がすでにクリーンウッド法に基づく合法性確認が行われたものであるか否か及びその結果、その他の情報を入手して合法性の確認を行う必要があります。

詳細は1)で示した林野庁ウェブサイトの「3. 合法性の確認等の取組方法」に記載がありますので、参照ください。

具体的には、合法伐採木材に該当するかについては、申請者に納材を行う事業者が発行する書面資料で確認を行う必要があります。その際、クリーンウッド法の基本方針においては、

- ①森林認証及び CoC 認証を活用した証明方法
- ②森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法
- ③個別企業等の独自の取組による証明方法
- ④都道府県等による森林・木材等の認証制度

も合法性の確認に活用できるとしています。

これらも含めて、国内外の合法性確認に必要な情報や活用可能な書類については、下記ウェブサイトに掲載されています。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/index.html>

なお、本事業では、このうち①、②、④による合法木材の証明を求めています。

①、②、④による合法木材の証明例

木材の納入事業者に合法性が確認された木材である旨を証明する書類を発行して貰う必要があります。

令和○年○月○日							
合法木材証明							
申請者殿							
木材事業者名 住所 認定番号等							
工事件名○○で使用了した下記木材製品は、合法性、及び持続可能性が証明されたものです。							
番号	商品名 (材種等)	長さ (mm)	幅 (mm)	厚さ (mm)	数量 (本/枚)	材積 (m ³)	備考
1							
2							
合計							

①②④に基づく認定番号等を記載願います。お持ちでない方は、2)の①、②、④による証明を添付願います。

合法性の確認及び証明を行った旨の記載。認定等の種類によって文言が異なる場合があります。

証明を行った木材の明細

3) クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者がすべての木材を供給する、もしくは登録木材関連事業者が施工する場合

2) に示した書面で合法性の確認をしていただいた上で、合法伐採木材証明書などを提出していただきます。

3) - 1 納入事業者が登録木材関連事業者である場合

納入事業者の登録番号を付した合法伐採木材証明書を作成する必要があります。

3) - 2 施行事業者（申請者）が登録木材関連事業者である場合

申請者の登録番号を付した合法伐採木材証明書を作成する必要があります。

合法伐採木材の記載例

令和〇年〇月〇日

合法伐採木材証明

外構部等の木質化対策支援事業事務局 殿

申請事業者名
又は納入事業者名
住所
登録番号

工事件名〇〇で使用された木材は、クリーンウッド法に基づき確認を行い、
合法性を確認した木材です。

木材明細の記載

番号	商品名 (材種等)	長さ (mm)	幅 (mm)	厚さ (mm)	数量 (本/枚)	材積 (m ³)	備考
1							
2							
合計							

クリーンウッド法に
基づく登録番号を記
載願います。
(受発注先の流通業
者が登録木材関連事
業者の場合は発行者
になり得ます。)

合法性の確認を行っ
た旨及びその結果

確認を行った木材の
明細

※上記の合法伐採木材証明につきましては、別途ひな形のご用意がございます。
そちらをダウンロードの上ご利用ください。